大矢野町(馬場地区)にお住いの皆さまへ

政府統計

みんなの声からはじまる、ニッポンのより良い未来づくり。

労働力調査

国の重要な統計調査のお知らせです

○　**総務省統計局・都道府県では、お住まいの地域において、8月から11月までの間、「労働力調査※」を実施します。**

※ 我が国における就業・不就業の実態を明らかにするために実施するもので、
調査は、前期と後期に分け２か月連続で実施し、翌年の同じ月にも改めて実施します。（合計４回）

○　**熊本県知事が任命した「統計調査員」が、調査の対象として選ばれた住戸にお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。**

ご協力いただく内容

調査実施にあたり、統計調査員がお住まいの地域で、以下の調査活動を行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《今後のスケジュール》

- **7月15日頃** ⇒ **調査地域の確認（住所や居住者等の確認）**
- **月の中旬（8～11月）** ⇒ **調査対象の居住者様への調査書類の配布・依頼**
  （調査世帯は8～11月のうち2か月間回答）
- **依頼の翌月１～３日** ⇒ **調査票の回収**

※ インターネットで回答された場合は、調査票の回収に伺いません。

⚠ 調査の対象は無作為に選ばれます
⚠ 個人情報は厳重に保護されます
⚠ 調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

総務省統計局
都　道　府　県

労働力調査に関するくわしい情報はこちら
労働力調査　検索　https://www.stat.go.jp/data/roudou/

労働力調査って何？？

労働力調査って何？

我が国の**「就業」・「不就業」の実態を明らかにする**ことを目的とする国の重要な調査です。

働いていないけど対象？

高齢者、専業主婦、学生など
働いていない人も対象になります。

※「非労働力人口」として公表されます。

誰が対象になる？

統計理論に基づき、
全国から無作為に選ばれた
約４万世帯、約 10 万人が毎月、調査の対象になります。

<標本調査とは？>
全ての世帯に調査を行うのでは無く、一部の世帯を全国から偏りなく選ぶ調査方法です。

何回、回答するの？？

１年目に２か月、
２年目の同時期２か月
の計４か月、
調査のお願いに伺います。

どんなことが分かる？

「就業者数」、
「完全失業率」
などが分かります。

※働いていない人も「就業率」の計算に使用されています。

答えなくてはいけないの？

統計法に基づき、**報告（回答）義務**が課されています。

※統計法では、対象となった世帯対して「報告義務（第 13 条）」と「罰則（第 61 条）」が定められています。

訪問してきた調査員って誰？

都道府県知事が任命した
地方公務員です。
労働力調査について説明、
調査票の配布・回収を
行います。

労働力調査に関する詳しい情報は、統計局ＨＰ、お住まいの都道府県、調査員にお尋ねください

〔調査に関するお問合せ先〕
熊本市中央区水前寺６丁目18番1号
熊本県統計調査課（労働力調査担当）
☎ 096－333－2178

労働力調査 検索

総務省統計局・都道府県